農産物物流が直面する課題と改革

Issues and reforms in agricultural products logistics



矢野 裕児:流通経済大学 流通情報学部 教授

略歴

1957年生まれ。横浜国立大学工学部卒業。日本大学大学院理工学研究科博士後期課程修了。工学博士。日通総合研究所、富士総合研究所、流通経済大学助教授を経て現職。

1. 農産物物流の特徴

農産物(野菜、果物)は、非常に多品種で あり、かつ季節、天候などによって、生産量 が大きく変動する。品目によって生産地の分 布は大きく違い、りんご、ばれいしょなどの ように特定の地域に集中しているものと、き ゅうり、ねぎ、だいこんなどのように日本全 国で広域に生産されているものがある。ただ し、広域に生産されている品目についても、 季節によって生産地が大きく違う場合が多 い。近年、地産地消の重要性がいわれるもの の、卸売市場からみると、1年中、地域内で 確保できる品目はほとんどない。そのため、 全国の生産地から、季節に合わせて、全国の 消費地に輸送することが必要であり、近距離 だけでなく中・長距離の輸送をする場合が多 くなっている。さらに農産物は、小ロットの 輸送の場合が多く、鮮度が求められ、迅速な 輸送が要求される。

農水省の資料では、「農産物の物流の特徴 として、

①出荷量が直前まで決まらず、出荷待ち、 荷卸し待ち等の手待ち時間の長さや、長 距離輸送による長時間の拘束

- ②手積み手卸し等の手荷役作業が多く、重 労働
- ③突然の行き先変更や厳しい品質管理、厳格な到着時間など運行管理が難しい
- ④帰り荷がなかったり、小ロット多頻度輸 送が求められる

を挙げており、ドライバーが敬遠する」と いったことも指摘している¹⁾。

- ①毎日の生産量が大きく変動するほか、出荷 先も変わるため、出荷量、出荷先がぎりぎ りまで決まらず、手待ち時間が発生してい る。さらに着地側、特に大都市の拠点市場 においては、全国から多くの車両が集まる ことから、深夜を中心に混雑している。さ らに②に示すように手荷役のため長い荷役 時間が必要であり、荷卸し場所があくまで の待つ時間がかかる。また、長距離を輸送 する場合も多く、ドライバーの拘束時間が 長い。
- ②卸売市場に到着した後、トラック車両内で 手積みされた段ボール箱等を、ドライバー がパレットに積みつけ、卸売市場内の作業 員がフォークリフトでパレットを卸すとい

う作業をしている場合が多い。そのため、 ドライバーは長時間の運転をし、さらに手 積み手卸しの作業をしている場合が多く、 肉体的負担が大きい。特に長距離輸送につ いては、パレット化すると積載率が低下す るため、手積み手卸しの場合が多い。また、 外装箱のサイズも、パレット積載にあわせ たものではないため、積載率が低下すると いう問題がある。パレットを使う場合、一 貫パレチゼーションでの利用が望ましい が、輸送にあたってはT11のパレットを使 うのに対して、生産地側の保管等に使われ ているのは、違うサイズの場合が多く、積 み替えの作業が発生する。さらに、パレッ トの回収率が低いため、パレット・プール・ システムの導入がなかなか進まないという 問題がある。

- ③出荷先については、各卸売市場の入荷量、 価格の状況に合わせて、その場で変更する 場合もあり、ドライバーも臨機応変に対応 している。また、取引時間に合わせて、到 着することが必須である一方、生産地側の 出荷時刻がぎりぎりに設定されており、時 間的に余裕がない輸送を要求されることが 多い。さらに、鮮度の面からも短い輸送時 間が要求される。
- ④計画的な輸送スケジュールとなっていないため、帰り荷が確保しにくいという問題がある。品目が非常に多品種であり、かつ1日に出荷できる量が限られていると同時に、消費者ニーズも多様化しており、かつ鮮度も求められることから、小ロット多頻度輸送にならざるを得ない側面がある。

以上のように、農産物物流は、ドライバー が過酷な労働環境のなか、その場その場で対 応することで行われてきた。同時に、非常に 複雑であり、平準化が難しく、計画的に業務 を進めることが難しいという特徴がある。

2. 「2024年問題」と農産物物流

現在、全国どこでも、全国で生産された農産物を手に入れるということができているが、トラック輸送には大きな負荷がかかっている。そして、前述したようにドライバーにとって過酷な労働環境であるため、ドライバー不足は、他の品目以上に農産物物流において深刻になることが予想される。

現在、自動車の運転業務の労働時間は、「自 動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示)」により規定されている。ド ライバーの1日の拘束時間は13時間以内を基 本とし、休息期間は継続8時間以上、1日の 運転時間は平均で9時間が限度運転時間と定 められている。しかしながら現状においても、 この規定を違反している場合がみられる。さ らに、政府が進める「働き方改革」のなか で、ドライバーの労働時間を大きく見直すこ とが決定されている。労働基準法の改正によ り、2024年4月以降、時間外労働時間は年間 960時間が上限となる。これは「2024年問題」 ともいわれ、長距離輸送を中心として、農産 物物流にも深刻な問題をもたらすと考えられ る。

厚生労働省が実施した長距離運行に従事する自動車運転者の1年間の拘束時間別の自動

車運転者数の調査によると、発荷主が農業・水産品出荷団体の場合、「3,300時間未満」が46.3%、「3,300時間以上~3,516時間以下」が35.8%、「3,516時間超~3,840時間以下」が10.5%、さらに「3,840時間超」が7.4%となっている²)。発荷主が農業・水産品出荷団体の輸送は、他の業種に比べて拘束時間が非常に長いという特徴がある。現状の改善基準告示の規定の3,516時間を超えているのが17.9%を占めている。さらに、2024年4月からの労働基準法改正によって問題となる3,300時間超えは53.7%と、半数以上が時間外労働時間の上限規制を違反している状況となる。このことは、農産物の長距離輸送を困難とし、運べないという問題が発生する可能性が高い。

3. 農産物物流の改革の視点

農産物物流の改革の視点として、大きくは 商物分離の推進、物流ネットワークの再構築、 パレット化、標準化の推進が挙げられ、これ らの3つの視点は、関連するところも多い

現在の農産物物流は、生産者が生産した農産物は、農協、集出荷組合・業者を通じて、消費地側の卸売市場に輸送される。卸売市場内で卸売業者と仲卸業者・買参人との取引が行われ、小売業の物流センター等を経て小売店舗に輸送され、消費者は農産物を手に入れる。

その際、従来は農産物の現物が卸売市場に 輸送されるという商物一致が原則となってい た。2020年6月に施行された卸売市場法の見 直しにより、商物一致の原則(卸売業者は、 市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない)が、原則、廃止された。そのため、トラック1台を貸しきって行う貸切輸送で生産地から小売業の物流センター等に輸送する場合、物流の効率化という視点からみると、卸売市場を経由する必要はない。相対取引が多くなっているなか、現物を確認してからの取引が必要ない場合は、商物分離した生産地からの小売業の物流センター等への直送(a)を進めるべきである。

全国の生産地、卸売市場、小売間を結びつ け、新鮮な野菜を安定的に供給するためには、 短距離、中距離、長距離を組み合わせ、リン ク(輸送経路)とノード(結節点)で構成さ れるネットワークの再構築が必要となってい る。現在、図1のように各生産地から個別に 消費地側の卸売市場に直送されることが多 い。そのため、生産量が少ない地域から、あ るいは年間の生産量が多くても、最盛期でな い時期は、貨物量のロットがまとまらず、低 積載率となるため、物流コスト比率が高くな り、運べないという事態が発生している。そ のため、中長距離輸送をする際、いかに貨物 を東ねるかという視点が重要となる。生産地 側において、各生産地が個別に出荷するので はなく、広域に農産物を集める結節点(b) が必要である。広域選果場を結節点として整 備することも考えられる。また、生産地に近 い地方の卸売市場を結節点(c)として利用 することも考えられる。長距離輸送について は、モーダルシフトを積極的に推進すべきで あるが、例えば九州→東京間のフェリー輸送 を考えた場合、東京までの貸切輸送分の貨物

図1 現状の農産物物流

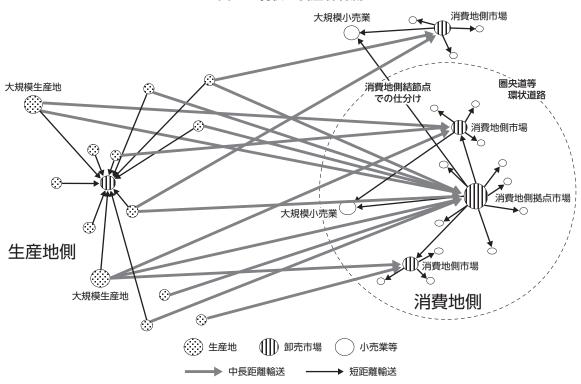
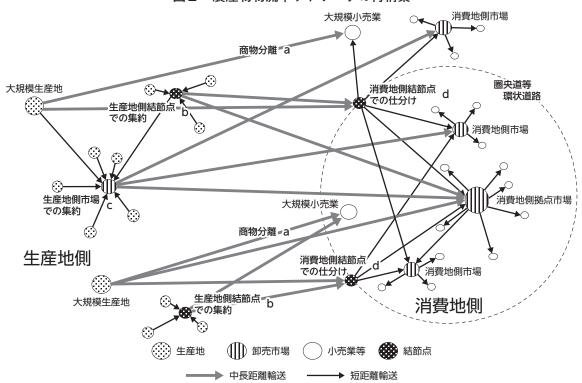


図2 農産物物流ネットワークの再構築



量が必要となる。しかしながら、現状として そこまでの貨物量に達していないため、九州 から大阪、名古屋経由で東京に輸送される場 合もある。生産地側で、貨物を東ねて九州→ 東京間のフェリー輸送を実施することを考え るべきである。

貨物を東ねる方法としては、大消費地の複数卸売市場向けの農産物を混載する方法もある。例えば首都圏においては、都市外周部の圏央道沿い等に位置する結節点(d)を整備し、そこに輸送し、結節点では、各市場向けの仕分けをして出荷する。これによって、都市中心部をトラックが走行する必要がなく、ドライバーの拘束時間も短くなる。その際、仕分けが必要であることから、パレット化などにより積み替えを容易にする必要がある。

以上のように、農産物物流が直面する問題 を解決していくためには、早急な対応が必要 であるが、単にトラック輸送を見直せば良い というものではない。輸送、結節点、荷役の ロジスティクス全体の改革をしていかなけれ ばならない。

注

- 1)農林水産省・経済産業省・国土交通省(2017) 「農産品物流の改善・効率化に向けて」(農産品物 流対策関係省庁連絡会議中間とりまとめ)
- 2) 厚生労働省 (2022) 「トラック運転者の労働時間等に係る実態調査事業報告書」